

千葉市地域防災計画の修正(案)について(概要)

1 千葉市地域防災計画とは

千葉市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市域における災害に対処するための総合的かつ基本的な計画であり、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、昭和38年10月に作成しています。

また、この計画は防災に関する恒久的な基本計画ですが、毎年検討を加え、必要があるときは修正することとしており、社会情勢の変化等に応じて修正を行ってきました。近年では東日本大震災を教訓とした修正(平成25年4月)や災害対策基本法の一部改正を踏まえ修正(平成26年3月)を行っています。

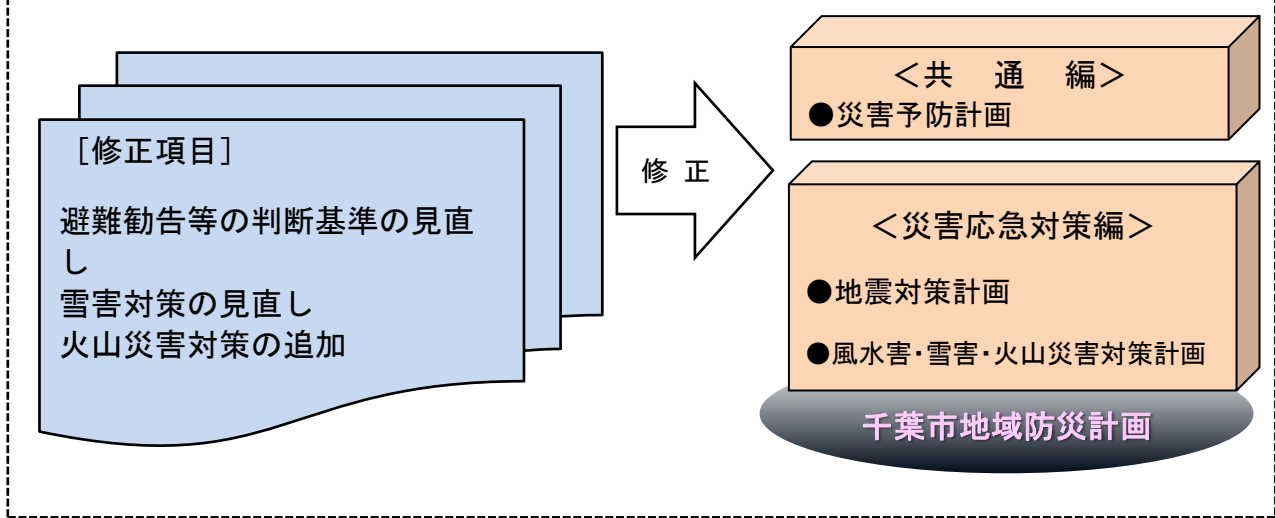
[千葉市地域防災計画の対象範]

- ・ 地震…地震による災害
- ・ 風水害…台風・大雨・高潮等による災害
- ・ 大規模事故災害…大規模火災・鉄道事故・放射性物質事故等による災害

2 平成26年度計画修正のポイント

平成26年度は、内閣府が公表した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づいて「避難勧告等の判断基準」を見直すとともに、平成26年2月に発生した大雪被害を踏まえて「雪害対策」の見直しを行うほか、富士山の噴火を想定した「火山災害対策」を追加します。

[主な修正項目とイメージ図]



3 主な修正内容

(1) 避難勧告等の判断基準の見直し

ア 趣旨(見直しの背景)

東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓等を踏まえ、平成26年4月に内閣府が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改定したことを受け、避難勧告等の判断基準を定量的かつ具体的に見直し、地域防災計画に反映します。

イ 主な見直し内容

(ア) 土砂災害

	見直し前	見直し後
避難準備情報	土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害のおそれがあるとき	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合等
避難勧告	土砂災害警戒情報の発表後、引き続き土砂災害により著しく危険が切迫しているとき	土砂災害警戒情報が発表された場合等
避難指示		土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等

(イ) 津波

	見直し前	見直し後
避難準備情報		「遠地地震に関する情報」が発表され、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表される可能性がある場合、避難準備情報又は避難勧告を発令する
避難勧告	津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合等	大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合等
避難指示		

(ウ) 水害

	見直し前	見直し後
避難準備情報	河川が避難判断水位を突破し、かつ洪水のおそれがあるとき	都川、村田川、その他の河川等の水位が避難判断水位等に到達した場合(都川:矢作5.22m、村田川:草刈4.20m・押沼橋3.20m)等
避難勧告	河川等が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき等	都川、村田川、その他の河川等の水位が氾濫危険水位等に到達した場合(都川:矢作5.52m、村田川:草刈5.40m・押沼橋4.70m)等
避難指示		

(エ) 高潮

	見直し前	見直し後
避難準備情報		
避難勧告	潮位(千葉港海岸千葉地区)が4.0mを超えると予想される場合	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合等
避難指示		潮位(千葉港海岸千葉地区)が氾濫危険の5.0m(AP)を超えた場合等

3 主な修正内容（続き）

（2）雪害対策の見直し

ア 趣旨（見直しの背景）

雪害に係る対策については、地域防災計画の共通編に道路の除雪対策等を盛り込んでいましたが、平成26年2月に発生した大雪では、千葉市での観測史上最大となる積雪を観測し、配備体制や帰宅困難者対策等に課題が生じたことから、内容の見直しを行い、共通編と災害応急対策編に雪害に係る対策を独立させ、配備体制基準の明確化など雪害対策の充実・強化を図ります。

イ 現行の雪害対策

主要幹線道路の通行を確保するための除雪や夜間凍結に備えた砂・散布剤の散布を（一社）千葉市建設業協会と連携して実施するほか、倒木による被害を予防するため、街路樹の剪定、支柱の手入れの措置を行うこととしています。

ウ 想定災害（共通編第13節「雪害予防対策」に追加）

	内 容
想定する災害	平成26年2月8日～9日の大雪と同規模
積雪の深さ	千葉市の積雪33cm
想定される被害	転倒による人的被害、道路交通の不通（立ち往生車両・放置車両等）、停電及び通信途絶、帰宅困難者の発生等

エ 主な修正内容

共通編第3節「被害の軽減」に記載していた内容に加え、以下の内容を共通編第13節「雪害予防対策」及び災害応急対策編 風水害・雪害・火山災害対策計画 第21節「雪害対策」に記載します。

項 目	主 な 記 載 内 容
応急活動体制	・大雪注意報・大雪警報等が発表され、市長が必要と認めた場合、次の配備体制を取ることを追加 [大雪注意報：注意配備体制] [大雪警報・暴風雪警報：警戒配備体制]
道路の除雪	・効率的な除雪を行うため、優先除雪路線の検討を追加 ・除雪用資機材の備蓄、除雪委託業者との連絡体制の確立を追加 ・各道路管理者の放置車両対策の整備と実施を追加
公共交通機関の対策	・運行を確保するため、除雪体制の整備及び除雪用資機材の備蓄を追加 ・関係機関との連絡体制の整備及び帰宅困難者への対応を追加
帰宅困難者対策	・円滑な帰宅困難者対策を実施するため、各関係機関との情報連絡体制の確保を追加 ・大雪時の一時滞在施設への案内・誘導體制の整備を追加 ・大雪時の一時滞在施設の開設・運営について追加
市民による取組み	・宅地・建物及び私道の除雪の実施について追加 ・市管理の生活道路の除雪について、市民による除雪活動を促すことを追加

（3）火山災害対策の追加

ア 趣旨（策定の背景）

本市は、周辺の活火山から距離が離れているため、溶岩流、火砕流等による影響はないものの、富士山で大規模な噴火が発生した場合は、火山灰による被害が予想されることから、地域防災計画の共通編と災害応急対策編に火山災害に係る対策に位置付けます。

イ 想定災害（共通編第14節「火山災害予防対策」に追加）

	内 容
想定する災害	富士山の噴火（宝永噴火と同規模）
降灰の範囲・堆積深	市内全域 2～10cm
降灰期間	16日間
想定される被害	帰宅困難者の発生 ライフライン被害等



[降灰予想図]

※宝永噴火…1707年に発生した大規模な噴火であり、本市域でも、4～8cm程度の火山灰が降ったとされている。

（出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書）

ウ 主な対策

共通編第14節「火山災害予防対策」及び災害応急対策編 風水害・雪害・火山災害対策計画 第22節「火山災害対策」に記載します。

項 目	主 な 記 載 内 容
応急活動体制	・富士山の噴火警戒レベルが発表され、市長が必要と認めた場合、次の配備体制を取る [噴火警戒レベル3（入山規制）：注意配備体制] [噴火警戒レベル4（避難準備）：警戒配備体制] [噴火警戒レベル5（避難）：第1配備体制（災害対策本部設置）]
道路・河川等の除灰	・効率的な除灰を行うため、優先除灰路線及び業者委託を検討 ・路線の性格、交通量の条件等を踏まえ、優先順位を決めた道路の除灰 ・市単独では除灰処理が追いつかない場合、他都県市や民間事業者へ協力を要請 ・必要に応じて川床等に堆積した火山灰の処理
公共交通機関の対策	・降灰の被害を防止するため、除灰体制の整備及び除灰用資機材の備蓄 ・関係機関との連絡体制の整備
ライフラインの対策	・降灰の被害を防止するため、除灰体制の整備及び除灰用資機材の備蓄 ・各ライフライン機関の応急・復旧対策
火山灰の収集及び処分	・一般家庭の宅地に降った火山灰の除去と一時的な集積場所（仮称：降灰集積ステーション）の設置 ・事業所等に降った降灰の処理 ・火山灰を一時的に保管する場所として、火山灰仮置き場の確保 ・広域的な火山灰処分にかかる国・県との協議